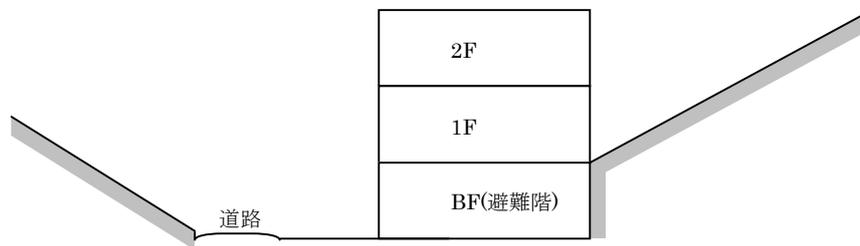


非常用進入口の設置について

平成9・10年秋期部会

1 下図のような建物の非常用進入口の取扱いについて

下図のように消防活動が形態上道路側のみ可能な場合、地上2階部分に非常用進入口を設置することが望ましい。

**2 屋根に設けられたトプライトの取扱いについて**

急勾配の屋根面に設けられるトプライトは、構造、床面からの高さ等、日本建築行政会議編集「建築物の防火避難規定の解説」屋窓・ドーム等の開口部に係る代替進入口の規定にて、取り扱うものとする。

3 共同住宅に設ける代替進入口の特例について

令第126条の6の解釈については、共同住宅において建設省通達(昭和46年12月3日住建発85号)並びに日本建築行政会議編集「建築物の防火避難規定の解説」に特例が明示されているが、令第126条の6の規定に合致していれば、特例を満足していなくても可とする。